

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和59年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月21日から44年9月30日まで  
② 昭和59年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入である旨の回答を得た。

申立期間①については、C社のD営業所に勤務しており、また、申立期間②については、A社B支社から同社E支社に異動した際の期間であるから、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が保管している昭和59年の家計簿に、申立人が「昭和59年1月31日の昼過ぎからE市に異動する」旨の記載があることや当時の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(A社B支社(以下「B支社」という。)から同社E支社(以下「E支社」という。)に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B支社の従業員に係るオンライン記録を確認したところ、同社の従業員が関連会社に異動する場合、21日又は1日付けで被保険者資格の得喪を行っていること及び申立期間についてE支社での資格取得日を昭和59年2月1日としていることから、申立人のB支社における被保険者資格の喪失日を同年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和58年12月のオンライン

記録から 36 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和 59 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 59 年 1 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、当時の同僚の供述及び申立人が保管している昭和 43 年及び 44 年の家計簿に記載されている内容から判断すると、申立人が C 社（昭和 44 年 6 月、A 社 F 支社に社名変更。以下「C 社」という。）の D 営業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間①当時、C 社に勤務していた申立人を除く従業員 22 人の厚生年金保険の被保険者記録を調査したところ、11 人が申立人と同じ昭和 43 年 1 月 21 日前後に被保険者資格を喪失していることが確認でき、そのうち 6 人は、申立人と同様に、資格喪失後、一定期間を経て C 社の関連会社である A 社の支社で被保険者資格を再取得している記録が確認できるなど、理由は必ずしも明らかではないが、C 社では多くの従業員について 43 年 1 月に厚生年金保険の資格を喪失させていたものと認められる。

また、申立人が保管している昭和 43 年及び 44 年の家計簿には、43 年 6 月から 44 年 11 月にかけて 6 回にわたって「保健税（保険税）」を納付した旨の記載があることから、申立期間①中に、申立人が国民健康保険税を納付していた可能性をうかがわせる上、G 病院の診療記録によると、44 年 4 月に申立人の長女が同病院を受診した際に、国民健康保険を適用した記録が確認できることから、申立期間当時、申立人は国民健康保険に加入していたものと考えられる。

このほか、C 社は既に解散しているため、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないなど、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社の資格取得日に係る記録を昭和52年3月4日、資格喪失日に係る記録を同年9月21日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月4日から同年9月21日まで  
昭和52年3月ごろにA社の社長から、「当社で勤務してほしい。」と連絡があり、それまで勤務していたB社を辞めて、同年9月ごろまでA社で勤務したが、当該期間について、厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人の入退社時の具体的な供述により、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことが推認できる。

また、A社の代表取締役を確認したところ、「経理を任せていた妻が既に亡くなり、書類についても廃棄しているものの、申立人は正社員として当社に来てもらっており、正社員については全員を厚生年金保険に加入させ、保険料についても給与から控除していたはずである。」と供述している。

さらに、申立人及び同僚の供述から、申立期間当時、A社には14、15人の正社員がいたとすると、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、13人が被保険者として確認でき、正社員については全員、厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和52年3月4日から同年9月21日まで厚生年金保険被保険者として事業主により給与から保険料が控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が、A社で受け取っていたと供述している給与額及び同社の同年代の同僚のオンライン記録から判断

すると、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料は既に廃棄しており、不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年3月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年7月から同年9月まで  
平成12年7月に会社を退職し、同年12月ごろ、申立期間の国民年金保険料の請求書が自宅に届いた。当時は個人で会社を設立した直後であったが、家計が苦しい中支払った記憶がある。申立期間が国民年金に未加入の記録となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が国民年金に加入した事実は確認できない上、申立人は、平成14年2月20日時点で、国民年金未加入者に対する適用勧奨の対象者となっており、申立期間について国民年金に未加入となっていたことが確認できることから、申立人に対し国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

また、A市が保管する申立期間に係る申立人の給与支払報告書には、国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる記載は無い。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料として約2万円を納付したとしているが、実際の保険料額は3万9,900円（1万3,300円×3月）であり、申立人の記憶とかい離している上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 45 年 2 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、A 事業所に勤務していた申立期間について、昭和 45 年 10 月 13 日に脱退手当金が支給されている旨の回答を得た。

しかし、A 事業所退職後に、脱退手当金の請求手続を行ったことは無く、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が付されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、A 事業所の当時の事務担当者は既に死亡しており、申立人に係る脱退手当金の代理請求を行ったか否かについて確認することはできない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 25 日から 39 年 12 月 29 日まで  
私は旧姓を名乗っていた昭和 38 年 12 月 25 日にA社に入社して厚生年金保険に加入したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、養親と離縁（昭和 39 年 12 月 11 日）した後の 39 年 12 月 29 日以降の記録しかない。同社に入社してから養親と離縁するまでの記録があるはずなので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚に対して実施した文書照会の回答及び申立人の具体的な供述から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していた可能性は排除できない。

しかしながら、A社が保管している退職者リスト（従業員の入社日及び退職日が記録されたもの）に記載されている申立人の入社日は、「昭和 39 年 12 月 29 日」となっている上、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の資格取得日は昭和 39 年 12 月 29 日と記録されている。

また、申立人は昭和 38 年 12 月に入社した際の旧姓の記録があるはずである旨申し立てているが、上記被保険者名簿における 38 年 4 月から 39 年 12 月 29 日までの健康保険番号に欠番や重複は無く、当該期間において資格取得者の中に申立人（旧姓を含む）の氏名は確認できなかった。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月から 62 年 12 月まで  
② 平成 2 年 8 月から 9 年 12 月まで

申立期間①及び②については、A社B支店に日給制の従業員として勤務していた。厚生年金保険に未加入となっていることに納得できないので、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び当時の同僚の供述から、申立人は、申立期間①及び②にA社B支店で勤務していたものと推認できる。

しかし、申立期間①及び②当時のA社の元役員（経理担当）は、「申立人は、B支店の大半を占めた地方出身の出稼ぎ労働者で、日給制であった。社長の指示により、当該労働者については厚生年金保険に加入させていなかった。私も申立人の申立期間の給与から厚生年金保険料を控除した記憶は無い。また、申立人は、健康保険はC組合第\*種組合員（日雇）であった。」と供述している。

また、C組合に照会したところ、申立人は昭和 55 年 9 月 6 日から 58 年 10 月 19 日まで同組合の第\*種組合員（日雇）であったことが確認でき、当該期間については、制度上、厚生年金保険に加入することはできない期間であったと認められる。

なお、昭和 58 年 10 月 19 日以降の期間については、上記の元役員は、申立人はD組合に加入していたとしているが、同組合では当時の資料廃棄済みのため、申立人の加入状況は不明としている。

さらに、オンライン記録により申立期間①及び②にA社で厚生年金保険

の被保険者となっていることが確認できる同僚1人（昭和54年7月25日から平成12年3月1日までA社で厚生年金保険の被保険者。54年から平成2年までA社本社、2年以降はB支店で勤務。）は、「申立期間①及び②当時、A社本社ではすべての従業員が厚生年金保険に加入していたが、B支店では大半の従業員が地方出身の出稼ぎ労働者であり、彼らは厚生年金保険には加入していなかった。申立人もその一人ではないかと思われる。」と供述している。

加えて、申立人、上記同僚及び申立人が氏名を挙げた申立期間②の同僚2人は、A社B支店には申立期間①及び②当時30人から60人程度の従業員が勤務していたとしているが、オンライン記録によると、申立期間①当初の昭和54年9月時点及び申立期間②当初の平成2年8月時点で、A社全体での被保険者数はいずれも15人であり、従業員数と被保険者数がかい離していることが確認できる。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 鳥取厚生年金 事案 355 (事案 56 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所 (当時) で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 32 年 1 月から 39 年 4 月まで、A 社に勤務しており、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 当時の同僚の供述から申立人が申立期間当時、A 社で勤務していたことを確認できないこと、ii) A 社も当時の人事記録等を廃棄していること、iii) ほかに申立人が申立期間当時、同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 24 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、その後、新たな資料等を提出することなく、「社会保険事務所の記録管理ミスなので、社会保険事務所の書類以外について、再度調査を行ってほしい。」として再申立てを行ったものであるが、当委員会で新たに実施した、元同僚に対する調査に回答した 3 人のうち 2 人は、申立期間に申立人が A 社に勤務していたかどうかは不明とし、他の 1 人は「申立人は私が入社した時には既に A 社に勤務していたが、私が勤務していた期間 (昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 2 月末日) 中に退社及び再入社があったと記憶している。」と供述し、昭和 32 年 1 月から 39 年 4 月まで継続して勤務したとする申立人の主張と矛盾している。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から 43 年 6 月まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、A社B支店の厚生年金保険の記録が無い旨の回答を得た。申立期間に、同社B支店C連絡所、D連絡所、E連絡所で勤務しており、当時の同僚は厚生年金保険に加入しているとのことであり、自分だけ記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社（平成 11 年 11 月解散）B支店の当時の同僚の供述により、申立人が申立期間当時、A社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社関係の年金記録訂正申立ての対応窓口であるF社によれば、「申立期間当時、連絡所の営業職は、委任契約社員として採用されていた。委任契約社員の給与体系は、固定給から徐々に歩合給の比率が上がり、入社7か月目以降は完全歩合給となる。完全歩合給に移行後、本人が希望すれば厚生年金保険に加入させていた。当社の調査では、入社1年程度経過後に加入している方が多い。」としている。

また、入社時期を明確に記憶しているA社B支店の同僚1名は、入社9か月後に厚生年金保険に加入していることから、当時、同支店では、採用後、相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、当該同僚は、「厚生年金保険に加入するまでに保険料を徴収されることはなかったと思う。」と供述しているほか、A社はすでに解散している上、申立期間当時の取締役及び社会保険事務担当者はいずれも死亡又は連絡先不明であり、申立期間の厚生年金保険料を事業主によ

り控除されていたことを確認することができない。

加えて、G健康保険組合に確認したところ、保管されている資料では、申立人は被保険者として確認できないとしているほか、A社支店の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録は無く、整理番号に欠番も無い。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月から 32 年 3 月ごろまで  
: ② 昭和 34 年ごろから 35 年ごろまで

中学校を卒業して昭和 31 年 4 月から 1 年ぐらい A 社で勤務した。一緒に働いていた姉には厚生年金保険の記録があるのに私には無いので調べてほしい。

また、昭和 34 年ごろから 35 年ごろに 1 年程度、B 市にあった C 事業所に勤務したが、厚生年金保険の記録が無いので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 31 年 4 月に中学校を卒業して A 社に同期の 2 人とともに入社したとしているところ、当時の同僚の供述から、申立人が、同月ごろから同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の同僚は、A 社が昭和 31 年末ごろまで残務整理等のため操業していたと供述しているものの、オンライン記録によると、同社は、申立人が入社した 3 か月後の 31 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

また、オンライン記録によると申立人の姉は、昭和 29 年 9 月 1 日に A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、同人は、「昭和 29 年 4 月から A 社で勤務していたと思う。」と供述しているほか、他の同僚も、同社では 3 か月程度の試用期間があったと供述している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和 31 年 4 月以降に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者は確認できないほか、A 社は、昭和 49 年 10 月 1 日に解散登記が行われ、当時の事

業主等の連絡先は不明であり、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

- 2 申立期間②について、申立事業所の元事業主の供述から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所の元事業主は、従業員数人の小規模な事業所であったため厚生年金保険の適用事業所となつたことはなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことも無いとしている。

また、オンライン記録によると、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、申立期間当時、B市内にあった類似事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は見当たらない。

- 3 このほか、申立人は、各申立期間について給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。